

1 基本計画策定の前提

(1) 市における総合福祉センターの位置づけ

総合福祉センターは、市の各種計画においてさまざまな検討が進められてきました。

平成15年12月策定の「第三次基本計画」では、分野別計画第2章第7節「地域福祉の推進」において、総合福祉センターの建設を計画期間における後期（平成20年度～24年度）に基本調査を行うこととしました。事業概要は、地域福祉の拠点となる総合福祉センターを新築するというものです。

「第一次東大和市地域福祉計画」及び「第二次東大和市地域福祉計画」では、第5章「主要施策の展開」2-1「拠点施設の整備」において、第一次地域福祉計画（平成6年3月策定）では「保健福祉サービスセンターの整備」、第二次地域福祉計画（平成13年5月策定）では「保健福祉サービスセンター（総合福祉センター）の整備」と記述しました。

平成18年5月策定の「第三次東大和市地域福祉計画」では、障害者の自立と社会参加並びに地域生活を支援するため、障害者地域自立生活支援センター機能や通所機能、緊急一時保護機能、集会機能などを併せ持った総合福祉センターを、保健所建設予定地跡地に整備することとしました。また、みのり福祉園については、身体障害者福祉センターB型としてのデイサービス事業と生活実習事業、知的障害者授産事業については、総合福祉センターで行う事業との調整を図っていくこと、さらに、やまとあけぼの学園についても、発達障害者への支援機能を充実するため、総合福祉センターへの併設も視野に入れて検討していくこととしました。

平成19年3月策定の「第1期東大和市障害福祉計画」では、障害者の自立と地域生活並びに社会参加を支援するための障害福祉サービス等に係る施設機能の必要性を踏まえ、保健所建設予定地跡地（東大和市桜が丘二丁目地内）に建設する総合福祉センターに生活介護事業、障害者地域自立生活支援センター、就労・生活支援センター、集会室機能を整備していくことを記述しました。また、やまとあけぼの学園については、発達障害者への支援機能を充実するため、総合福祉センターへの併設も視野に入れた検討を行うこととしました。

平成21年3月策定の「第四次東大和市地域福祉計画」においては、第三次計画において記載した第5章の「計画の実効性の確保」を簡略化し「計画を推進するために」として中味を書き改めました。第四次計画で記した地域生活支援システムの項目のイメージ図と総合福祉センターの整備についての記述は取り止め、総合福祉センターについては、平成21年度に策定する「基本計画」に委ねることとしました。

平成21年3月策定の「第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画」においては、第6章「計画の実施と評価」において総合福祉センターについて言及していますが、基本計画については、市民参加による「基本計画策定検討委員会」を設置したうえで、引き続き策定を進めることとしました。

(2) 用地取得の経緯

平成15年に東京都が村山大和保健所の建設を中止したことにより、建設を予定した跡地を、市が“保健医療福祉施設”として活用を図る場合には、市価よりも減額して東京都から譲渡されることとなりました。そこで、市は平成18年8月に東京都に「保健所建設予定地跡地の利用計画について」を提出し、東京都からは同年9月付けで確認を受けました。なお、譲渡価格については、平成15年10月に開催された東京都公有財産管理運用委員会において、「地域保健体制整備に伴う市への財産処分について（方針）」が可決され、用途を限定したうえで70%減額の方針が打ち出されました。

平成19年9月に土地売買契約を締結しました。

地番：東大和市桜が丘二丁目53番6

面積：3,102.10㎡

(3) 市民要望等の経緯

総合福祉センターの建設については、これまで多くの市民要望等が出されました。そこで、これまでの経緯について、団体名／区分／内容等の順で列記しました。

①平成16年5月28日

障害児・者の進路保障を考える会／陳情／障害児・者卒業後の進路保障に関する陳情（趣旨採択）

②平成16年8月

市民総合福祉センターを作る会／要望／・総合福祉センターの建設 ・保健所予定地跡地の都からの譲り受け（市が別に場所を確保すればこの土地にこだわらず） ・行政と市民が一緒になって市民の福祉向上を検討する場の設置

③平成16年10月2日

総合福祉センターを作る会／面会／市長との意見交換会

④平成16年12月2日

総合福祉センターを作る会／陳情／総合福祉センターの早期建設実現に関する陳情（趣旨採択）

⑤平成16年12月2日

東大和市手をつなぐ親の会／陳情／心身障害児（者）の緊急保護事業に関する陳情（趣旨採択）

⑥平成17年5月9日

総合福祉センターの建設を求める会／要望／総合福祉センターの早期建設を求める要望書／保健所予定地であった土地を有効活用し、保健・医療・福祉の総合的機能を担う総合福祉センターの建設を早期に進めることを要望

⑦平成17年8月9日

総合福祉センターを作る会／面会／市長との意見交換会／・卒後対策 ・緊急一時保護施設が市内にないこと ・相談窓口の整備 ・みのり福祉園の老朽化

⑧平成 17 年 8 月 25 日

東大和市総合福祉センターを作る会／陳情／総合福祉センター建設実現に向け検討委員会設置を求める件に関する陳情（趣旨採択）

⑨平成 18 年 7 月 11 日

東大和市総合福祉センターを作る会／要望／・（仮称）福祉のまちづくり懇談会～総合福祉センター建設検討委員会の実現

⑩平成 18 年 10 月 25 日

東大和市総合福祉センターを作る会／要望／・総合福祉センター建設検討委員会の早期立ち上げ ・19 年度土地購入の考え等

⑪平成 18 年 12 月 18 日

東大和市総合福祉センターを作る会／要望／・市民懇談会の位置づけ、役割、メンバー、検討委員会でない理由等

⑫平成 19 年 4 月 27 日

東大和市総合福祉センターを作る会／面会／市長との面談

⑬平成 19 年 12 月 25 日

（仮称）東大和市総合福祉センター建設市民懇談会委員有志／要望／実施事業案に対する市民の意見集約方法改善要望書

⑭平成 20 年 2 月 12 日

NPO 法人自立生活センター東大和・東大和市障害児の卒後を考える会・東大和市手をつなぐ親の会・東大和市聴覚障害者協会・東大和市共同作業所連絡会・東大和市肢体不自由児・者父母の会・東大和市肢体不自由児・者を守る会つばさ／要望／（仮称）東大和総合福祉センターの基本計画・建設に対する要望書

⑮平成 20 年 2 月 27 日

東大和市総合福祉センターを作る会／陳情／（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）の見直しを求める件に関する陳情（趣旨採択）

⑯平成 20 年 2 月 29 日

NPO 法人自立生活センター東大和・東大和市障害児の卒後を考える会・東大和市手をつなぐ親の会・東大和市聴覚障害者協会・東大和市共同作業所連絡会・東大和市肢体不自由児・者父母の会・東大和市肢体不自由児・者を守る会つばさ／陳情／（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情（趣旨採択）

⑰平成 20 年 5 月 22 日

東大和障害福祉ネットワーク／要望／「（仮称）総合福祉センター基本計画（案）」懇談会に対するお願い

⑱平成 20 年 6 月 12 日

東大和障害福祉ネットワーク／提案／（仮称）東大和総合福祉センター基本計画（案）
の進め方についての提案

⑲平成 20 年 8 月 29 日

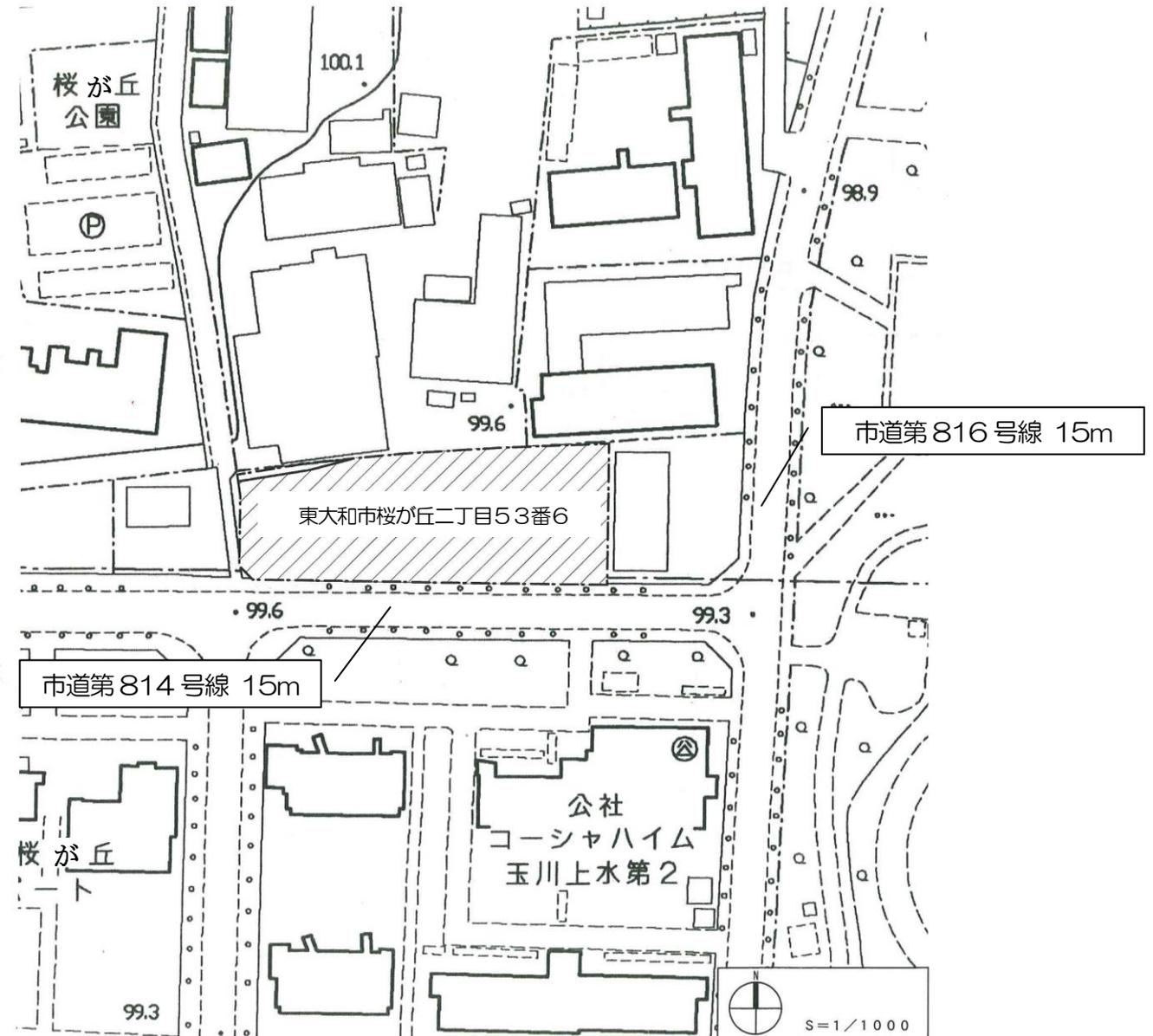
東大和障害福祉ネットワーク／陳情／（仮称）東大和総合福祉センター建設に関する陳
情（採択）

⑳平成 20 年 9 月 26 日

東大和障害福祉ネットワーク／要望／（仮称）東大和総合福祉センター基本計画検討委
員会設置要綱への要望

ii) 敷地状況

敷地は、南北約 25~36m、東西約 92~96mの前面道路に対して横長の形状をしています。敷地南側は市道第814号線（幅員 15m）に接道しており、北側、東側は私有地に、西側は道路予定地に接しています。



敷地面積 : 3,102.10 m²
(実測による)

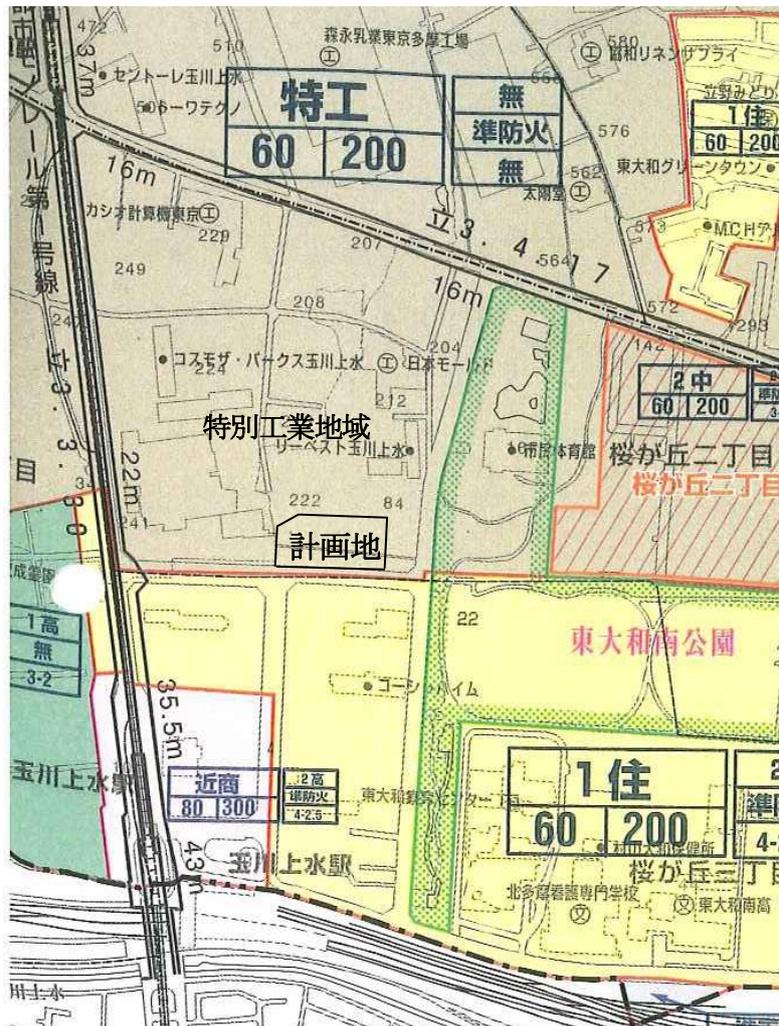
図 : 敷地状況

②関係法令等の整理

i) 建築基準法

■ 地域地区

- ・ 用途地域：工業地域（特別工業地区）、準防火地域
- ・ 容積率：200%
- ・ 建ぺい率：60%
- ・ 高度地区：25m高度地区
- ・ 日影制限：規制対象外



図：敷地及び周辺の地域地区

■ 用途

- ・ 総合福祉センター

ii) 消防法

- ・ 特定防火対象物 (注1) (消防法施行令 別表第1 6項 ハ)

iii) 東大和市街づくり条例 による計画条件

主な計画条件は、以下のとおりです。

施設	基準
①緑地	<ul style="list-style-type: none"> ●東大和市街づくり条例 東大和市開発事業基準 ●東京都における自然の保護と回復に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ①地上部の緑化 次のA又はBによって算出された面積のうち小さい方の面積以上 A : (敷地面積 - 建築面積) × 0.25 B : {敷地面積 - (敷地面積 × 建ぺい率 × 0.8)} × 0.25 ②建築物上の緑化 屋上の面積 × 0.25 ③接道部緑化の基準 接道部緑化長さ ≥ 接道部長さ × 7 / 10
②駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ●東大和市開発事業基準 当該建築物の利用に適した規模の駐車場及び荷さばきスペースを設置する。 特に台数の基準はありません。

(注1) 特定防火対象物

- ・ 特定防火対象物は、劇場、百貨店、ホテル、病院等不特定多数の者が出入りする対象物です。

本施設は、障害者福祉施設等 (※消防法施行令 別表第1 6項 ハ) として、特定防火対象物に含まれます。収容人数により、防火管理上必要な業務等について点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられます。

※ 消防法施行令 別表第1 6項 ハ

老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター・老人介護支援センター・有料老人ホーム・更生施設・助産施設・保育所・児童養護施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・身体障害者福祉センター・障害者支援施設・地域活動支援センター・福祉ホーム・老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護・児童デイサービス・短期入所・共同生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設

2 総合福祉センターに求められるもの

(1) 総合福祉センターの理念

市は、平成21年3月に、地域福祉を推進するための総合的な計画として「東大和市 第四次地域福祉計画」を策定し、理念を

“ 地域で支えあい、安心・すこやか だれもが輝く、いきいき福祉のまち ” と決めました。

この理念を具体的に実現する中核施設として、「総合福祉センター」を桜が丘に建設します。

総合福祉センターの理念は、“ 安心 つながり いきいき生活 ”

- 1 市民が問題解決の第一歩を踏み出すための信頼できる相談・継続支援の場、また福祉に関する情報の拠点として、「安心」を実感できる施設
- 2 市内のさまざまな社会福祉資源の活用とコーディネートを図るとともに、地域に開かれた福祉の拠点として、「つながり」を結べる施設
- 3 各種の相談・個別事業などの福祉サービスを提供することで、「いきいきとした生活」を支える施設

総合福祉センターは、市民生活をサポートし、末永く親しまれる施設をめざします。

(2) 事業選定の考え方

平成19年度策定の「基本計画(案)」における実施事業の検討にあたっては、「市が実施主体でないとできない」「市の事業を継続するもの」「他に代替施設が無い」「計画に位置づけられている」こと等を判断の基準とし、総合的に検討を行った結果、決定したものです。

その後、庁内において実施事業の見直しを行い、市内等に代替施設があることから実施を見送った「短期入所」について、事業所の減や利用者が制限されるという点から実施することとし、合わせて行うことで効率的な事業運営ができる「日中一時支援事業」も実施することとしました。平成20年10月2日に実施しました「実施事業に関する説明会」において、これら2事業の実施を説明し、その後、市報及び市のホームページでお知らせしました。

(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会においては、平成19年度策定の「基本計画(案)」を基にしながら、実施事業の検討から始め、新たな基本計画を策定していくこととしました。

本委員会は、平成21年5月13日に第1回会議を開催し、以降7回の会議と2回の施設見学会を経て、平成22年2月、(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画(原案)を策定しました。この原案では、13の事業を実施事業として掲げましたが、厳しい財政状況から基本計画策定を延期するに至りました。平成22年度中に、喫緊の課題の解消に向け検討を行い、その結果、先行して実施した事業を考慮し、平成23年度に本委員会を再開、改め

て検討を重ね、次の10事業を決定しました。

(3) 実施する事業等の概要

【事業のイメージ】

	相談・支援の場として	日中活動の場として	その他の支援の場として	情報提供・交流の場として
障害を持つ方のために	①障害者相談支援事業 ②就労生活支援センター	③生活介護 ④就労継続支援B型 ⑤地域活動支援センター	⑥短期入所 ⑦日中一時支援事業	
高齢者のために			⑨多目的集会室 (介護予防事業)	⑧喫茶・売店 ⑨多目的集会室
子育てのために	⑨多目的集会室 (出張かるがも相談)			⑩情報交換コーナー
広く市民のために	⑨多目的集会室 (出張健康相談)			

※この図は、実施事業の主な対象者と機能についてのイメージ図です。かるがも相談は障害児も対象としております。

【相談・支援の場として】

① 障害者相談支援事業（地域活動支援センター）

障害を持つ方が、地域で生活していくとき、数多くの課題があります。

子どもが小さいとき、成長して学校に通うとき、また卒業して日中活動の場を求めるときなど、それぞれのライフステージにおける課題はさまざまです。日常生活に関してや福祉サービス利用の選択のことなど幅広く相談や支援を行い、困りごとを解決する場として整備するものです。

障害の特性、地域の特性に応じた相談支援ができるように、専任の相談員・支援員を配置します。また、必要に応じてピアカウンセリングを実施します。

対象者は、身体・知的障害者（児）及びその介護者です。

開所時間は、午前9時頃から午後7時頃までの間で設定し、週末のうち1日は相談できるよう努めます。

事業としては、障害者自立支援法における地域生活支援事業として、相談支援を含めた障害者の日中活動を支援する場の「地域活動支援センター」の機能強化を図るものとして実施します。

また、平成 24 年 4 月の障害者自立支援法改正により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村が任意で設置できるとされた「基幹相談支援センター」の機能を持たせることも考えられます。

② 就労生活支援センター

障害者の就労支援と生活支援を一体的に行うことで、地域で働くことを支援します。在宅の障害者、現在は福祉的就労をしているが将来一般就労をめざしている障害者、また障害者を雇用しているがコミュニケーションがうまくいかないなど悩んでいる企業等を対象として実施します。

対象者は、身体・知的・精神障害者のほか、難病患者など障害者手帳を持たない方も含めて実施します。

開所時間は、利用者が仕事帰りに相談できるように、午前 9 時から午後 7 時頃までの間で設定し、週末のうち 1 日は相談できるように努めます。

【日中活動の場として】

③ 生活介護

常に介護を要する障害者のための日中活動の場です。主に、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行います。支援員が、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

総合福祉センターにおける生活介護は、通所者の快適な日中活動の場として整備を図るもので、通所者の特性に応じたサービスを提供し、明るく安全な最新の機能を取り入れた施設において、さまざまな工夫を凝らした活動を行います。

生活介護では、たん吸引や経管栄養といった医療的ケアへの対応が求められています。当事者の状態や受け入れ態勢を勘案し、ケース毎に対応を検討していきます。

また、刻み食等の必要性も高まることから施設内調理による給食サービスを提供します。

④ 就労継続支援B型

一般企業への就労が困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、企業等への一般就労を目指す支援と福祉的就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。

また、就労の機会の提供のほか、生活面では利用者が自立した社会生活ができるよう、自主生産活動やその他の活動の機会を通じて必要な訓練を行います。

併せて、一般就労を希望する方には、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います(就労移行支援)。

就労生活支援センターと連携して支援を行います。

⑤ 地域活動支援センター（講座等の実施）

障害者自立支援法において、地域の実情に応じて実施されることが好ましい事業として、地域生活支援事業が定められています。

基礎的事項として、利用者が地域で、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供並びに社会との交流促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適正かつ効果的に行うものです。

専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業をあわせて実施するⅠ型の地域活動支援センターとして、相談支援事業と講座等の有機的なつながりを考慮した事業を行います。

対象者は、市内に居住する身体・知的障害者とします。

【その他の支援の場として】

⑥ 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由で介護ができない場合、あるいは休養等を目的に障害者を短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するものです。

対象者は、障害程度区分が1以上の障害者、または厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児です。

総合福祉センターは入所施設ではないため、宿泊を伴うサービスを提供する本事業は、生活支援員の確保が課題となります。生活介護の支援員による輪番制の宿直による対応や登録支援員による対応が考えられますが、いずれの対応においても利用者が安心して利用できる仕組み作りに努めます。

⑦ 日中一時支援事業

主に、日中活動終了後の障害者または特別支援学校等の放課後の一時支援の場としてサービスの提供を行います。短期入所と異なり、宿泊を伴わない短時間の支援です。

対象者は、日中において介護する方がいないため、一時的に見守りが必要と認められた学齢児以上の身体・知的障害者（児）とします。

【情報提供・交流の場として】

⑧ 喫茶・売店

健常者と障害者が、地域で暮らす市民としてそれぞれの課題や活動を知ることは大切なことです。そこで、障害者のことを広く知ってもらう場として喫茶・売店を設置し、障害

者の生産品の展示・販売を行います。

障害者の就労の場としての活用については、運営を市内作業所等が担当することで、障害者の就労訓練の場として活用する等の方策を検討して、有効な施設運営ができるように努めます。

⑨ 多目的集会室

障害者団体はもとより、地域の方も使用できる集会施設を整備します。視聴覚室や和室の設置等、限られた面積を有効的に活用していきます。

可動式のパーティションの活用により、多様な使い方ができるように整備します。

この集会室では、各種の出張相談（かるがも・健康）や、介護予防事業なども実施できるよう整備します。

・出張かるがも相談

現在行っているかるがも相談の内容は、保育士の指導により、自由遊び、名前・月齢紹介、手遊び、ボランティアによる絵本の読み聞かせ、みんなで考えましょう（例えば離乳についてなど）、情報交換等で構成されています。こうした活動における子どもたちの反応を見ることで、心身の発育状況を観察します。児童館で行う親子サークルなどのようにあらかじめ登録した親子が集まるのではなく、事業を行っている間は自由に参加できることが、大きな違いです。このような一連の活動をとおして、子育てについての不安や悩みをお母さん同士で話し合い、あるいは保育士に相談するなどして解決する場としています。

・出張健康相談

さまざまな健康に関する相談に対応するために、保健師等の専門職が相談を受けるものです。

相談の内容は赤ちゃんから大人までの心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を主な内容とする総合相談をはじめ、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の健康相談についても行います。

・介護予防事業

介護予防を効果的に行うために、定期的に教室形式で行うものです。

具体的な事業としては、元気ゆうゆう体操、転倒予防、栄養改善、口腔機能の向上などの事業を実施します。

⑩ 情報交換コーナー

市内の福祉に関する情報が集まる場所として整備します。一例として、障害者や高齢者、健康に関するパンフレット等をはじめとした資料が一覧できるようにします。また、パソコンの配置による情報検索や各種福祉団体が利用できる印刷機を配置します。さらに、情報交換パネル等の設置で、ボランティアの募集や提供を行える福祉の需要と供給を結ぶ場としての活用等を図ります。

《参考》

○地域活動支援センターとは

地域活動支援センター I 型

専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

相談支援事業を併せて実施することが要件です。

障害者相談支援事業

障害者（児）や介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

地域活動支援センター

障害者（児）が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

3 施設・設備等の検討

(1) 施設整備の考え方

i) 使いやすい建物

エントランス部分や廊下と各部屋間を無段差とし、動線部分への手すりの設置などユニバーサルデザインの構造としていくことが必要です。

限られた敷地を有効利用し、詰め込みすぎず柔軟な使い方ができる施設づくりを目指すことが求められます。また、空間の組み合わせにより多様な活動の展開が可能となる工夫が必要です。

ii) わかりやすい建物

利用者の主な交通手段は、自転車、徒歩、自家用車、バスが考えられます。南側道路からの全体動線とバスや自家用車のスムーズな転回と利用者の利便性に配慮した車寄せの構造など、アクセスしやすい建物とすることが大切です。

iii) 災害に強い、安全な建物

総合福祉センターとして構造上の安全はもちろんのこと、非常時の避難路の確保、日常生活についても十分な配慮をすることが必要です。

また、二次避難所（福祉避難所）としての機能も備えることとし、設備面においても防火・防災に配慮した整備が必要です。

iv) 周辺環境との調和・つながりに配慮した建物

計画地は桜が丘市民センターとその併設の児童館や図書館、また保育園や市民プール、市民体育館などの市の施設が集積するゾーンを形成しており、そうした周辺環境との調和に配慮した建物とすることが必要です。

v) 地球環境に配慮した建物

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨被害などが地球規模で進み、環境保全の必要性が求められるようになっていきます。このような時代の要請から、本施設においても環境負荷の低減と省エネルギーを図ることが求められます。

自然換気と自然採光の得やすい構成とするとともに、断熱性能、気密性能を確保することや設備機器の選定においてエコ化を図ることが大切です。

中水利用や太陽光利用についても検討が必要です。

また、敷地内の緑地スペースの確保や屋上緑化を積極的に検討します。

(2) 事業運営に必要な面積・施設・設備等の検討

10事業等を実施する上で、必要と考えられる面積、施設、設備等について検討しました。

これらの検討にあたり考慮すべき基準等は、以下のものが挙げられます。

《施設・設備全般》

- ・「東京都福祉のまちづくり条例」
- ・「東大和市街づくり条例」
- ・「東大和市開発事業基準」

《障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス》

- ・「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」（基準省令）
- ・「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）」（解釈通知）
- ・「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）」

①面積

総合福祉センターの延床面積は、各事業の定員等を考慮すると、少なくとも2,500～3,000㎡は必要と考えられます。これに基づき、各事業の運営に必要な面積を確保する必要があります。

事業のうち、実施にあたって面積要件が定められているものは、短期入所のみです。

※当市における短期入所の位置づけは、単独型事業所（入所施設でない施設で短期入所を実施する事業所）であり、この場合利用者1人当たりの床面積が、収納設備等を除き8㎡以上とすること（解釈通知第七の3（3））。

なお、面積要件が特に定められていない事業についても、運営上支障のない面積を確保することは言うまでもなく、特に、障害者の日中活動の場となる生活介護や就労継続支援B型については、利用者の特性も十分考慮した面積の確保が求められます。

②施設

事業を実施するために必要な施設については、基準で定められているものと事業を実施するために必要と思われる次のような施設を合わせたものが想定されます。

事業等	必要と想定される施設・機能
障害者相談支援事業	事務室、受付、相談室
就労生活支援センター	
生活介護	日常生活室、機能訓練、食堂、相談室（就労Bも兼ねる）、洗面所・トイレ、多目的室、更衣室、医務室（就労Bも兼ねる）、支援員室（就労Bも兼ねる）、厨房（給食提供に必要、就労Bも兼ねる）、可動式の間仕切り、シャワー室
就労継続支援B型	作業室、休憩室、食堂、更衣室、リラクゼーションルーム、トイレ、シャワー室、倉庫
地域活動支援センター	活動スペース
短期入所	居室、食堂、浴室、洗面所、便所
日中一時支援事業	事業実施にあたって必要なスペース
喫茶・売店	厨房、接客スペース
多目的集会室	集会室、視聴覚設備、可動式の間仕切り
情報交換コーナー	事業実施にあたって必要なスペース
共用部分	トイレ、誰でもトイレ、エレベーター、駐車・駐輪スペース、赤ちゃんふらっと（小さい子連れの親がおむつ替えや授乳を行えるスペース）

③設備等

設備等については、事業実施に必要なものや施設全体として必要なもの、また、総合福祉センターという特性から安全性・利便性・快適性の面で求められるものや、環境に配慮した施設として考慮すべきものもあります。

事業内容の検討と、これまでに出示された要望等を勘案すると、以下の設備が必要と思われますが、詳細の検討は基本設計に委ねることとします。

《事業実施に必要なもの》

事業等	内 容
生活介護	簡易な入浴設備（汚れたときに体を清潔にできるように）
喫茶・売店	飲食店営業の許可が得られる設備
情報交換コーナー	パソコン（画面表示音声化ソフト付き）、音声コードリーダー

《施設全体として必要なもの》

設備名	内 容
トイレ 誰でもトイレ	だれにも使いやすいもの（各種障害・小さい子を連れた人への対応）、オストメイト対応設備
案内設備	視覚・聴覚障害者のための案内板（音声案内・点字・電光掲示等）
緊急時の設備	光・音声による警報装置等

《安全性・利便性・快適性の面から必要なもの》

設備名	理 由
オール電化	厨房や事業で火を使用しないことで、火災発生の恐れを削減 ※ただし、ペースメーカーを使用している人など電磁波による影響を受けやすい人への配慮も必要
非常用自家発電設備	災害時の二次避難所（福祉避難所）としての機能を確保するため、消防法・建築基準法の規定を上回る予備電源
備蓄倉庫	食糧・重油等の物品を備蓄するためのスペース
マンホールトイレの設置スペース	災害時の二次避難所（福祉避難所）としての機能を確保するため、下水道マンホールの上部にトイレを設置できるようにする

《環境に配慮した施設として考慮すべきもの》

設備名	内 容
太陽光発電設備	屋上への太陽光パネル設置による発電
雨水再利用設備	雨水をトイレ等の雑用水に利用
屋上緑化	屋上・ベランダに緑化を施す

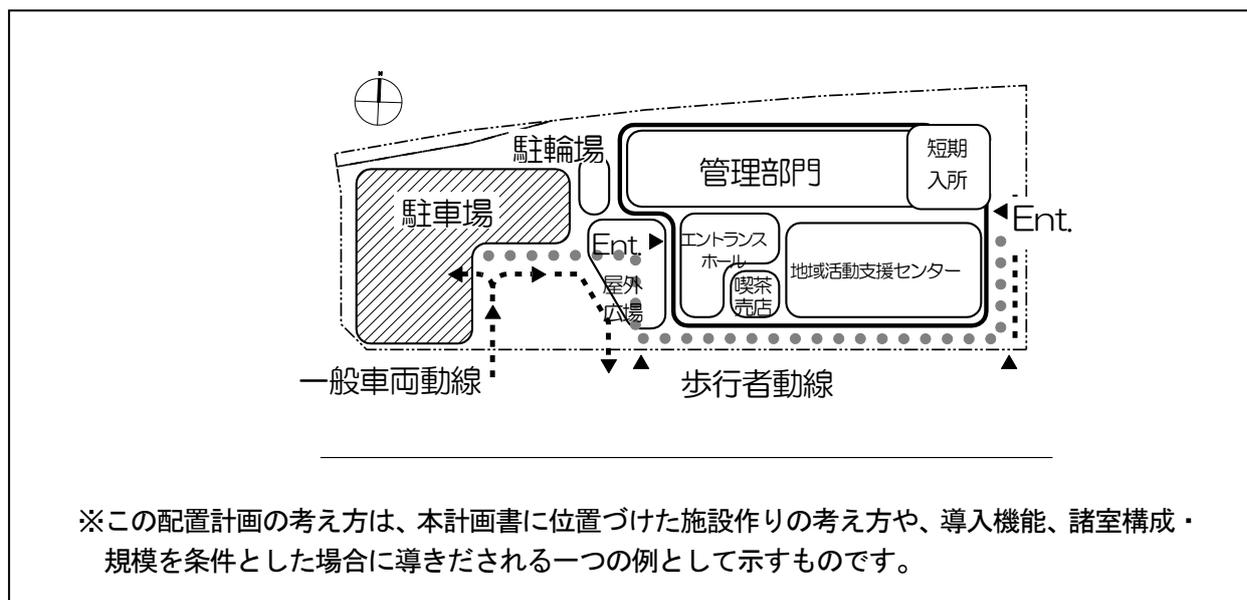
(3) 配置計画・空間構成案の検討

(ア) 配置計画案

配置計画上の条件で最も制約となるものは乗用車や自転車の駐車スペースの確保です。建物の階数を周辺状況との調和に配慮し、本計画においては敷地両側を駐車、駐輪スペースにあてることとし、駐車場必要台数、屋外広場スペースの確保のため、3階建て以上の形状を想定しています。

配置計画における留意点は以下のとおりです。

- ・バス、自家用車の車寄せを中央に配置し、一般用駐車場と駐輪場は西側に、管理用駐車場を東側に確保します。
- ・安全な歩行者の動線を確保し、南側道路に沿って敷地内歩道を設けます。
- ・エントランスホールを中央にとり、東側からのアクセスも可能とします。
- ・1階部分は総合福祉センターとしての相談機能等、2階部分には生活介護施設を配置します。
- ・喫茶・売店は1階エントランス近くのアクセスしやすい場所に配置し、屋外広場スペースとも一体的に利用できるようにします。



図：配置計画の考え方

(イ) 空間構成案

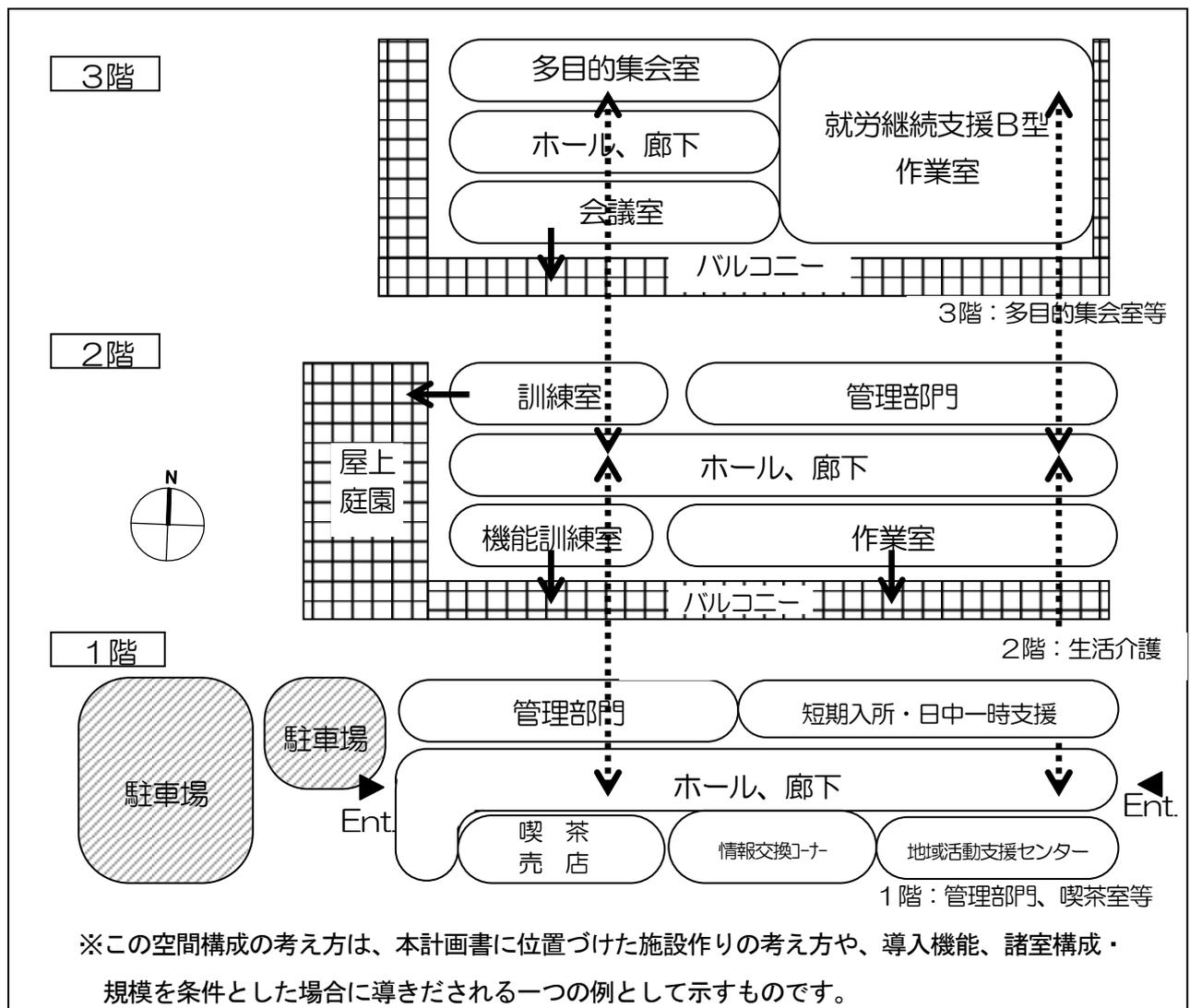
駐車場など敷地の利用を優先に考えた地上3階建て以上の構成を基本とします。

1階にメインエントランスを配置し、エントランスホール北側には相談窓口機能と事務室を配置します。南側には地域活動支援センターなどの施設を配置します。また、気軽な立ち寄り場所となる情報交換コーナー及び喫茶・売店はエントランスに近い位置に配置します。

2階は北側に訓練室、南側に作業室を設置します。2室の間にはトイレや洗濯室、シャワー室などを設け、動線が短くなるよう工夫します。南側には機能訓練室を設け、身体に障害をもつ利用者たちが訓練室、作業室、機能訓練室から安全に避難可能なバルコニー、屋上庭園を設けます。

3階は北側に多目的集会室を、南側に会議室を設置し、東側に就労継続支援B型の作業室を設けます。

また、地上までの避難路を設置します。



※この空間構成の考え方は、本計画書に位置づけた施設作りの考え方や、導入機能、諸室構成・規模を条件とした場合に導きだされる一つの例として示すものです。

図：空間構成の考え方（イメージ図）

(4) 構造・設備方式の検討

(ア) 構造方式の検討

①重要度係数の設定について

耐震安全性の目標はⅠ類からⅢ類まであり、「耐震計画基準」では以下のように定められています。重要度係数は、建築基準法で定められた必要保有耐力に乗じる割増係数となっています。これは、建築物に作用する地震力を割り増すことにより、大地震動に対しては、一般建築よりも生じる損傷の程度を軽減し、さらに大きな大地震に対しては、安全性を確保することを目的としています。

本建築物は公共の福祉施設であることから、民間の一般建築物よりも耐震安全性に優れていることが望ましく、1.25以上の重要度係数を採用することが適切と考えます。

表：重要度係数の設定

部位	分類	耐震安全性の目標	重要度係数
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	1.5
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	1.0

②構造種別

本計画での採用が考えられる構造種別は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、PC造(※1)など、様々な工法がありますが、最近では、PC造のようなプレハブ方式(※2)で耐震性を備える構造も多くの福祉施設で採用されており、これらも参考にしながら、最適な構造を検討します。

※1 PC造：プレキャストコンクリート造の略で、工場生産した鉄筋コンクリートとパネルを面材として建物を建築する方法

※2 プレハブ方式：壁や床などのパネル化できる部材をあらかじめ工場生産し、それらを現場で組み立てる建築方式

4 事業計画の検討

(1) 運営方法の検討

○ 指定管理者制度から民設民営方式へ

市では、(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会における検討結果を基に、平成22年2月に(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画(原案)を策定しました。当初は建物を市が建設し、管理については地方公共団体が指定する者(「(指定管理者)」が管理を行う公設民営方式を想定していました。

しかし、厳しい財政状況により、当面の間、基本計画の策定は延期することとなりました。

計画策定を延期した間の喫緊の課題の解消に向け、原案の中にあった事業の一部を先行して実施することとしました。さらに、景気の後退や少子高齢化の進展などによる市を取り巻くさまざまな状況から、財政が好転することは当面見込めないと判断し、センター建設については、基本計画原案を含めそのあり方について根本的に見直す必要が生じました。

これを受けて、本委員会では、公共施設や福祉施設の建設・管理運営に近年多くみられるようになったPFI(※1)のようなPPP(官民連携※2)の一手法として、実績のある民間法人(社会福祉法人)が設計から建設・運営を行うことにより、施設の効果的な活用や効率的な運営が図られ、質の高い福祉サービスがより柔軟に提供されることが期待できるとして、民設民営(※3)方式を導入することについて検討を重ね、民間の活力を最大限活用する方針を採用することに至りました。

※1 PFI(プライベート・ファイナンス・インシアティブ)

…公共施設などの整備について、行政と民間主体が契約を結び、適切なリスク分担のもと、設計・建設から維持管理・運営等に至るまでの全部または一部に民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して、より効率的・効果的なサービスの提供を図ること。

※2 PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)

…公共サービスの提供、地域経済の再生などの政策目的を実施するために、行政と民間(企業・NPO・市民等)の得意分野を役割分担しながら業務を遂行していくこと。

※3 民設民営

…民間主体が施設の建設・所有・管理運営を行う。行政と民間の共同出資による第三セクターが施設等の建設・所有・管理運営を行う方式、施設を管理運営する民間主体に対し一定の要件のもとに行政が支援する方式などがある。

(2) 建設について

この基本計画をもとに、プロポーザル方式で社会福祉法人を公募します。応募があった法人の中から事業予定者を選定し、事業予定者は基本計画を踏まえ、当該予定者が提案する事業内容を取り込んだ事業計画を策定します。

事業計画を策定した後、事業者において国庫補助申請に続き、地盤調査・基本設計・実施設計・建設工事を行います。

(3) 運営に関する市の関与について

(仮称)東大和市総合福祉センターにおける実施事業のうち、事業者に市が実施を依頼する事業で収益性が低く、運営上採算が見込まれないものについては、委託または補助事業として実施することで安定した事業運営を図ります。

具体的には、その事業に係る人件費等につき、一定の範囲の中で委託または補助することを想定しています。

また、土地については、民法に基づく使用貸借契約を結び、無償貸付を行います。

(4) 今後の課題

(ア) スケジュール

基本計画を策定後、プロポーザル方式（公募型）により事業予定者を選定し、事業計画の策定に着手します。

事業計画を策定後、国庫補助申請を事業者において行いますが、補助金交付決定に1年を要します。

その後、2～3年で地盤調査から基本設計・実施設計・建設工事を行い、平成29年度までの竣工・開設を予定します。

(イ) 障害者自立支援法改正と今後の動向（平成24年6月現在）

平成24年6月、障害者自立支援法の名称等を変更する「障害者総合支援法」が成立し、平成25年4月（一部平成26年4月）に施行されることとなりました。これは内閣府が設置した「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の提言を受けたもので、障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病患者を加える等の改正を行うほか、法の施行後3年を目途として、障害福祉サービスのあり方等に検討を加え所要の措置を講ずるものとしています。

総合福祉部会の提言では、現在予定している事業のうち生活介護、就労継続支援B型、日中一時支援などを、別のサービスに置きかえることを示しており、障害者総合支援法の見直しによってサービス提供の仕組みが大きく変わることも考えられます。

法の行方を注視し、市内の障害者にとって必要なサービスを提供するとともに、財政的な仕組みについても留意しながら事業の方向性を決定していく必要があります。

(ウ) 災害時の避難施設としての機能

総合福祉センターを二次避難所（福祉避難所）として指定を受けること、またその際に必要となる設備（トイレ等）などについても積極的に検討していきます。

また、雨水貯留槽や防災備蓄庫等の整備については、その必要性も含め関連部署と連携して検討を進めていきます。

5 資料編

○（仮称）東大和市総合福祉センター建設市民懇談会について

（1）設置目的

（仮称）東大和市総合福祉センター建設市民懇談会（以下、「市民懇談会」という。）は、（仮称）総合福祉センターの建設に関して策定する基本計画に、広く市民の声を反映させるために設置したものであり、総合福祉センターにおける実施事業や施設・設備について検討し、その意見を市長に報告しました。

会議は、平成19年6月29日から平成19年11月9日まで6回開催しました。

（2）委員構成

懇談会の委員は、福祉団体等の関係者から12名、一般公募により8名、学識経験者3名、それに福祉部長と福祉部副参事（総合福祉センター担当）の25名から構成されました。座長は福祉部長、副座長は福祉部副参事（総合福祉センター担当）でした。

懇談会委員への報酬等の支給はありませんでした。

（3）懇談会概要

第1回市民懇談会（平成19年6月29日）

①趣旨説明

- ・委員の紹介と懇談会におけるお願い事項
 - ・市民懇談会委員の位置づけ
 - ・委員紹介（事務局より）
 - ・障害当事者8団体へのアンケート結果報告

②これからの進め方

- ・Workshopについて
- ・計画地の概要説明
- ・検討にあたっての留意事項
 - ・予算概要
 - ・実施事業（機能）について

③グルーピング及び班に分かれての意見交換（自己紹介を含む）

④各班からの意見発表

第2回市民懇談会（平成19年8月1日）

①資料説明

②班に分かれての意見交換

③各班からの意見発表

第3回市民懇談会（平成19年8月31日）

- ①資料説明
- ②班に分かれての意見交換
- ③各班からの発表

第4回市民懇談会（平成19年9月21日）

- ①資料説明
- ②班に分かれての意見交換
- ③各班からの発表

第5回市民懇談会（平成19年10月5日）

- ①資料説明
- ②市民懇談会、意見集約の方法等について
- ③その他

第6回市民懇談会（平成19年11月9日）

- ①資料説明
- ②市民懇談会、意見集約とまとめ等について
- ③その他

（4）検討結果

検討委員会における検討結果を「機能検討(実施事業)」と「施設・設備等」について取りまとめ、機能検討につきましては平成19年11月14日付けで、施設・設備等につきましては平成19年11月19日付けで市長に提出しました。

①機能検討(実施事業)

総合福祉センターは、障害者、高齢者、児童に限らず、東大和市民全体に広く開かれた総合的な社会参加・交流・情報提供の拠点とし、以下の事業を実施する事を希望します。

必要な機能	その機能に相当する事業名	その事業に相当する制度名	内 容	現 状	必要性、機能に関連する要望
総合相談窓口	自立生活支援センター	障害者自立支援法 (地域生活支援事業)：相談支援事業	地域における障害者の自立生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、専門機関の紹介等の援助を行うものです。	未実施	相談員の常駐、安らく相談室の設置、ピアカウンセリングを希望します。
	就労生活支援センター		障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、障害者が安心して働き続けられるように、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に行うものです。	未実施	一般就労する場合、また就労した後の相談・支援のために必要です。ITルームを設置し担当者が常駐し、精神障害者の就労支援も行ってください。また、ジョブコーチを置いてください。
	さわやか教育相談(児童)		障害を持った児童の育成・教育に対し、早期に取り組むために専門員をおく	障害児専門の相談は未実施	身体・知的障害や精神障害とのボーダーでの相談もあることから実施が必要です。週に1~2回の実施でも結構です。
	高齢者の相談		高齢者の一般相談です。	実施(高齢介護課)	地域包括支援センターとの関係から、高齢者の相談だけを別に設置するのは、疑問もあります。
	健康相談		本人や家族の健康、医師等からの指導を受けた食事指導の具体的な対応等の健康相談を行うものです。	実施(健康課)	市内在住の看護師、保健師等で勤めを持っていない方の活用による総合相談の工夫をしてください。
生活介護事業		障害者自立支援法： 生活介護事業	常時介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。	みのり福祉園で法外直営の生活実習部門がこれに相当する。	定員は最低でも50人で、できるだけ多くしていただきたい。看護師等が常駐することで、医療的ケアが必要な場合にも対応できるように努めてください。それができないなら療育センターと連携をしてください。入浴介助も含めて実施してください。喫茶室等とは入口を別にする等の工夫を望みます。また、窓ガラスは強化ガラスを使用し、壁は修理しやすいものにしてください。床は、転んでもけがをしないような工夫と車イス利用の兼ね合いを考慮し、清掃しやすいようにジュウタンは避けてください。
緊急一時保護		障害者自立支援法： 短期入所事業 日中一時支援	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期的、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。	NPO法人や東大和療育センターで実施しています。	重度の知的・身体障害者の場合、市内に緊急一時保護を受け入れる場所がないため必要です。日中一時預かり的な事業の実施も希望します。

障害者の就労の場	喫茶店・売店の運営	障害者自立支援法： 就労継続支援事業 B型	市内共同作業所等の作品の展示・注文・販売コーナーを設けることで、障害者の就労につなげられます。 障害者の就労・地域の人々との交流の機会を増やせます。 地域の作業所の作品を展示・販売する事で売り上げ増加、利用者の工賃アップにつながります。 また喫茶店で使用する食器等は市内作業所で作られた物を利用し、それを販売する等の工夫もできると考えます。	上北台公民館に「じゃらんじゃらん」があります。	障害者の就労の場となるほか、近隣の子育て中の若い親の交流の場としても活用が図れることから必要です。 市内の作業所が交代で担当するような工夫ある運営をしてください。また、喫茶店はテラスを設ける等おしゃれな作りにし、相談もそこでできるような工夫をしてください。 喫茶店のほか、パン、弁当の販売、レストランの経営などを検討してください。また、施設の管理に関しては、障害者の就労の場としての活用を考えてください。
ボランティア活動を促進する	ボランティアセンター		市民同士で、お互いのできる事を登録し合い、支え合う仕組みの拠点とします。	社会福祉協議会で実施	
未就学障害児の通園の場	やまとあけぼの学園	児童福祉法 ・知的障害者通園施設 ・肢体不自由児施設	心身に障害のある就学前の子どもの自立を助長するために必要な指導及び訓練等を行う施設です。	実施	施設の老朽化、住宅地内にあることから、近隣住民の対応が必要です。また、耐震面での不安もあります。喫茶室等とは入口を別にする等の工夫をしてください。また、窓ガラスは強化ガラスを使用し、壁は修理しやすい物にしてください。 園庭の配慮も必要です。
市民が集まれる空間	多目的集会室		のぞみ集会所の老朽化への対応が必要です。	実施	聴覚障害者のことを考慮し、壁は目に優しい緑色とし、部屋の中が見えるドア、ドアホンの設置を希望します。
	イベントのできる空間		お祭りやイベントのできる空間です。ミニステージを設ける等の工夫も必要です。	—	ロビーまたは外構部に、イベントのできる空間を設置してください。
子どもが集まれる場所	遊びの空間 や放課後ふれあい空間 として活用できる空間		子どもたちが集まれる空間が必要です。	児童館があります	
情報の場	情報コーナー		市内の福祉関係に関する情報を市民が自由に掲示・検索できる場です。パソコンコーナーや掲示板、点字文書、音声情報等で対応できます。	未実施	
対面朗読室			視覚障害者のための録音図書の作成や朗読サービスを行うための施設です。	中央図書館で実施中	防音機能を備えた相談室を設置することで、視覚障害者への情報提供の場として利用が可能です。
手話通訳の常時設置			手話通訳者が常駐します。	未実施	聴覚障害者の不安に対応するために必要です。

高齢者の介護 予防	高齢者介護 予防	介護保険法	現在、介護予防として、65歳以上の方を対象として、運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善の各事業及び介護予防に関する普及、啓発や自発的な介護予防に関する活動の育成・支援などを実施しています。現在の各事業の実施場所は、市内の市民センターや市民体育館等ですが、常時、実施及び活動が可能な介護予防の拠点として位置づけるものです。	実施	認知症、要支援・要介護者の増への対応のために必要です。 子どもと高齢者とが交流できるような、運営の工夫を希望します。
給湯器のある 空間			授乳のためのミルクを作ったり、経管栄養の方への対応のできる場所です。	—	
避難所としての 機能			医療的ケアに対応できる電気設備や、医薬品の備蓄、広い空間の確保等、障害者・児に対応した避難場所としての役割です。	—	障害者に対応した避難所は市内にありません。
介助者・育児 をしている親 の癒しの場、 気分転換、レ スバイト				—	運営の中で検討できることと思いますが、潜在的な需要は高いと思われます

①施設・設備等

【設置を求めるもの・設置した場合の工夫】

・エレベーター

2箇所以上に欲しい。ストレッチャーが乗ることを想定。操作ボタンも分かりやすく、操作しやすいものにして欲しい。ニーズによって、操作ボタンの位置の検討も必要。

・外水道

生活介護や児童デイサービスが入った場合、散歩や公園遊びなどで、外での活動から帰ったときに、軽く汚れを落とせるような手洗い（足洗い）場が欲しい。

・調理室

喫茶、共用ゾーン、生活介護ゾーンに調理室を設置して欲しい。

・電光掲示板

聴覚障害者のために、電光掲示板の設置や、視覚障害者のために入口に、手で触れる掲示板の設置は必要。

・トイレ

トイレは、障害者用トイレには両親と一緒にいることが必要な場面もあるので、「だれでもトイレ」を設置して欲しい。

車イスから降りて横にならなければいけない方のための、折りたたみ式のベッドは必要。
各機能に合わせたものと必要数を設置して欲しい。個室には非常連絡ボタンを設置する。
手洗い場もゆとりあるものを。

水道はセンサー式のものにして欲しい。

- ・入浴設備

障害児通園施設ゾーン、生活介護ゾーンに入浴設備を設置して欲しい。

利用者、介助者をしっかり想定して欲しい（必要な個人に貸し出しできる）。医療行為のある方も利用できるような工夫（看護師が立ち会うなど）をして欲しい。

【設備等への工夫】

- ・案内板

ぶつかっても怪我をしないように、まわりを丸くするなどして、突起部分がないものにして欲しい。

- ・鍵

複雑なものは壊れたときに困るので、清掃やメンテナンスがしやすいものにして欲しい。

児童デイサービスや生活介護のゾーンでは、高い位置にするとか、2箇所以上つけるとか、いろいろな工夫が必要になる。

- ・壁

壊れることを想定して、修理しやすいものに。全ての角にアールをつけて、とがった部分がないようにして欲しい。収納家具などを後から入れた場合の転倒防止装置などについても、あらかじめ検討が必要。

- ・空調設備

障害者の中には、体温調整ができなかったり、苦手だったりする方が多いので、冷暖房は全館一体ではなく、各部屋で調整できるようにして欲しい。

- ・スイッチ類は低い場所に設置を

電気のスイッチ類はできるだけ低い場所への設置を望む。床から70センチ位が希望。ただ、小さな子どもが触りたがるとも思うので、カバーで分からないようにするなど、工夫もお願いしたい。
センサーやリモコンなどで対応し、埋め込みのスイッチはなるべく少なくして欲しい。

- ・駐車場

送迎バスの乗降場には、屋根が欲しい。

- ・手すり

利用者を想定した、きめ細かい配慮が必要。子どもは手すりの上を歩いたりすることが好きなので、必要なときだけつけられる、移動式の手すりを検討して欲しい。

- ・ドア

なるべく引き戸で、敷居もあまり目立たない段差の少ないものを。自動ドアの場合、車イスや小

さな子、ゆっくり歩く方への配慮が必要。

- ・非常階段

スロープも必要。

- ・窓

明るい雰囲気のためにも窓はたくさん欲しいが、そこから飛び出したり、ガラスを割ったりすることを考えることが必要。強化ガラス等を検討して欲しい。清掃のことも最初から考えて欲しい。

- ・床

ジュウタンは避けて欲しい。材質、色は利用者を想定して決めて欲しい。

【その他】

- ・ちょこバス等、交通網の整備をして欲しい。

○（仮称）東大和市総合福祉センター建設検討委員会について

（１）設置目的

（仮称）東大和市総合福祉センター建設検討委員会（以下、「検討委員会」という。）は、（仮称）東大和市総合福祉センター建設市民懇談会から提出された意見を勘案しながら、総合福祉センターにおける事業及び施設・設備等について検討し、その結果を市長に報告するもので、副市長を委員長とする組織です。検討委員会のもとに委員長が必要と認めるものについて調査・検討するための専門部会を設置することができるものとして、専門部会を設置して検討を行いました。

委員の構成は、次のとおりで、*印は、専門部会員を兼ねます。

（２）委員一覧

副市長（委員長）、企画財政部長、*福祉部長、*企画課長、*政策調整担当、市民生活課長、*福祉推進課長、*高齢介護課長、*児童福祉課長、*障害福祉課長、*みのり福祉園長、*健康課長、*福祉部副参事（総合福祉センター担当）

（３）会議経過

ア．検討委員会

①第1回検討委員会（平成19年11月15日）

1. 委員長あいさつ
2. 経過説明（市の計画等と市民懇談会の意見）
3. 検討委員会の日程と検討事項
4. 職務代行者の決定
5. 専門部会の設置

②第2回検討委員会（平成19年11月29日）

1. 専門部会検討報告
2. 今後の日程について

③第3回検討委員会（平成19年12月17日）

1. 専門部会検討報告

④第4回検討委員会（平成20年1月15日）

1. 検討委員会の12事業を11事業とした理由について
2. 実施事業（案）に対する市民意見について

⑤第5回検討委員会（平成20年3月13日）

1. 実施事業（案）
2. 基本計画（案）に対する市民意見について
3. その他

⑥第6回検討委員会（平成20年3月25日）

1. 基本計画（案）に対する市民意見について
2. 実施事業に係る（中間報告）の取り扱いについて
3. その他
 - ・市民意見の集約について

イ. 専門部会

①第1回専門部会（平成19年11月15日～第1回検討委員会終了後）

1. 職務代行者の決定
2. 専門部会の進め方について
3. 総合福祉センターの機能について（あるべき姿）
4. 事業調査票について

②第2回専門部会（平成19年11月19日）

1. 事業検討のための機能整理について
 - ・（仮称）総合福祉センターに関する機能検討について
 - ・施設の必要性分析表
 - ・福祉施設に関するアンケートについて
2. その他
 - ・資料説明

③第3回専門部会（平成19年11月22日）

1. 事業検討のための機能整理について
 - ・(仮称) 総合福祉センターに関する機能検討について
 - ・各事業についての検討
 - ・施設の必要性分析表
 - ・指標の検討
2. その他
 - ・資料説明

④第4回専門部会（平成19年11月26日）

1. 事業検討のための機能整理について
 - ・(仮称) 総合福祉センターに関する機能検討について
各事業についての検討（続）
 - ・基本計画書について
基本的な考え方
計画理念の検討
2. その他
 - 資料説明

⑤第5回専門部会（平成19年11月28日）

1. 日程の確認と資料提供、調査のお願い
 - ・日程の確認
 - ・基本計画書について
事業実施の必要性の根拠（現況、課題、今後の予測）
 - ・(仮称) 総合福祉センターに関する機能検討について
各事業についての検討（続）と面積
2. その他
 - 資料説明

⑥第6回専門部会（平成19年12月11日）

1. 実施事業について
 - ・(仮称) 総合福祉センターで実施する各事業について
2. その他
 - ・今後の日程
 - ・基本計画書について
事業実施の必要性の根拠（現況、課題、今後の予測）
資料説明

○（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会について

（１）設置目的

（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会（以下、「基本計画策定検討委員会」という。）は、桜が丘二丁目に建設予定の（仮称）東大和市総合福祉センターに係る基本計画について、市民参加を図って策定するために設置しました。市は、委員会における委員と協議して基本計画を策定するものとなりました。

（２）委員一覧

委員は、学識経験者、福祉等機関（団体）の代表者及び公募による市民 16 人以内をもって組織するとされました。委員構成は、38 ページ【資料】のとおりです。

委員長及び副委員長は委員の互選により選任され、添田委員が委員長に、宮本委員が副委員長に選任されました。

基本計画策定検討委員会委員への報酬等の支給はありませんでした。

（３）会議経過

【平成 21 年度】

①第 1 回基本計画策定検討委員会（平成 21 年 5 月 13 日）

1. 開会あいさつ
2. 市長あいさつ
3. 委員及び職員の紹介
4. 正・副委員長の選出
5. 資料説明
6. これからの進め方について
7. その他

②第 2 回基本計画策定検討委員会（平成 21 年 6 月 18 日）

1. 新委員の紹介
2. 理念について
3. 実施事業の内容について
4. その他

③第 3 回基本計画策定検討委員会（平成 21 年 7 月 16 日）

1. 理念について
2. 実施事業の内容について
3. その他

○施設見学会 1（東久留米市さいわい福祉センター）

平成 21 年 8 月 5 日 午前 9 時から 11 時 30 分

委員の要望により、施設見学を行った

④第 4 回基本計画策定検討委員会（平成 21 年 8 月 18 日）

1. 視察の報告について
2. 理念について
3. 実施事業の内容について
4. 基本計画書の構成について
5. その他

○施設見学会 2（武蔵村山市保健福祉総合センター）

平成 21 年 9 月 17 日 午後 2 時から 4 時

⑤第 5 回基本計画策定検討委員会（平成 21 年 10 月 8 日）

1. 視察の報告について
2. 実施事業の内容について
3. 基本計画（案）の策定について
4. その他

⑥第 6 回基本計画策定検討委員会（平成 21 年 11 月 12 日）

1. 副市長あいさつ
2. 基本計画（案）の策定について
3. 今後のスケジュールについて
4. その他

⑦第 7 回基本計画策定検討委員会（平成 22 年 2 月 9 日）

1. 「（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（原案）」について
2. 今後について
3. その他

【平成 23 年度】

①第 1 回基本計画策定検討委員会（平成 23 年 8 月 22 日）

1. 検討委員会のあり方について
2. 基本計画（原案）の見直しについて
3. 建設方式について

②第2回基本計画策定検討委員会（平成23年10月27日）

1. 委員長の選任について
2. 基本計画（原案）の見直しについて
3. 建設方式について
4. その他

③第3回基本計画策定検討委員会（平成23年11月17日）

1. 基本計画（原案）の見直しについて
2. 建設方式について
3. その他

④第4回基本計画策定検討委員会（平成24年1月24日）

1. 基本計画（原案）の見直しについて
2. その他

⑤第5回基本計画策定検討委員会（平成24年2月21日）

1. 基本計画案について
2. その他

【平成24年度】

①第1回基本計画策定検討委員会（平成24年4月25日）

1. 基本計画案について
2. その他

○（仮称）東大和市総合福祉センター建設延期に伴う課題に関する庁内検討会について

（1）設置目的

（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画策定が延期されたことに伴う喫緊の課題に関する対応について、検討を行いました。

（2）出席者一覧

福祉部長、福祉部参事（高齢介護課長事務取扱）、障害福祉課長、みのり福祉園長、福祉推進課長、障害福祉課障害福祉係長、福祉推進課庶務係長

（3）会議経過

①第1回検討会（平成22年5月20日）

1. （仮称）総合福祉センター建設事業の現状について
2. 喫緊の課題について
3. その他

②第2回検討会（平成22年7月6日）

1. 特別支援学校卒業者対策について
2. 障害者に対する相談窓口設置について
3. 地域包括支援センターの増設について

(仮称) 東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会委員名簿

(敬称略)

	区 分	氏 名	選出団体等	備 考
1	学識経験者	石川 庄太郎 尾崎 信夫 関田 貢	市議会 (副議長)	H21. 5. 1 まで H21. 5. 26 ~ 23. 4. 28 H23. 5. 24 から
2	学識経験者	下条 学 大后 治雄 中村 庄一郎	市議会 (厚生文教委員会委員長)	H21. 5. 26 まで H21. 5. 26 ~ 23. 4. 28 H23. 5. 24 から
3	学識経験者	添田 正揮 蒲生 俊宏	日本社会事業大学	H23. 3. 31 まで H23. 8. 1 から
4	学識経験者	内藤 とし子	元東京都立東大和療育 センター相談係長	
5	学識経験者	渡辺 貴美子	知的障害者相談員	
6	学識経験者	宮本 浩史	元 板橋区立小茂根福祉園長 現 知的障害者更生施設さやま園長	
7	福祉等関係機関 (団体)の代表者	高久 英夫	地域福祉審議会	
8	福祉等関係機関 (団体)の代表者	菊地 フミ子	地域福祉審議会	
9	福祉等関係機関 (団体)の代表者	坂下 茂	介護保険運営協議会	
10	福祉等関係機関 (団体)の代表者	立田 京子	みのり福祉園運営協議 会	
11	福祉等関係機関 (団体)の代表者	海老原 宏美	東大和障害福祉ネット ワーク	
12	福祉等関係機関 (団体)の代表者	大澤 康雄	総合福祉センターの建 設を求める会	H23. 8. 31 まで
13	福祉等関係機関 (団体)の代表者	関田 實	社会福祉協議会	
14	公募による市民	志幸 行雄		
15	公募による市民	八木 成子		
16	公募による市民	小日向 一弘		

○委員長 : 添田 正揮 (H23. 3.31 まで) / 宮本 浩史 (H23. 10.27 から)
副委員長 : 宮本 浩史 (H23. 10.27 まで) / 蒲生 俊宏 (H23. 10.27 から)

○要綱

○（仮称）東大和市総合福祉センター建設市民懇談会設置要綱

（設置）

第1条 （仮称）東大和市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の建設に関して策定する基本計画に、広く市民の声を反映させるため、総合福祉センター建設市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）総合福祉センターにおける事業に関すること。
- （2）総合福祉センターの施設・設備等に関すること。

2 懇談会は、前項各号に掲げる事項について個々の委員により表明された意見を市長に報告する。

（構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる委員25名以内をもって構成する。

- （1）福祉団体等の関係者 12名以内
- （2）公募による市民 8名以内
- （3）学識経験者 3名以内
- （4）福祉部長
- （5）福祉部副参事（総合福祉センター担当）

（任期）

第4条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第5条 座長は福祉部長をもって充て、副座長は福祉部副参事（総合福祉センター担当）をもって充てる。

2 座長は、懇談会の会議の進行を務める。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第6条 懇談会は、必要に応じて、座長が招集する。

（同席）

第7条 懇談会は、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取等することができる。

（庶務）

第8条 懇談会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

○（仮称）東大和市総合福祉センター建設検討委員会設置要綱
（設置）

第1条 （仮称）東大和市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）基本計画を策定するにあたり、（仮称）東大和市総合福祉センター建設市民懇談会から提出された意見を勘案しながら、総合福祉センターで実施する事業等を検討するため、（仮称）東大和市総合福祉センター建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（1）総合福祉センターにおける事業及び施設・設備等に関すること。

（2）その他市長が必要と認める事項

（構成）

第3条 委員会は、副市長、企画財政部長、福祉部長、企画課長、政策調整担当、市民生活課長、福祉推進課長、福祉部副参事（総合福祉センター担当）、高齢介護課長、児童福祉課長、障害福祉課長、みのり福祉園長、健康課長の職にあるものをもって組織する。

2 委員会には委員長を置き、委員長は副市長とする。

3 委員長は、第2条に掲げる事項に関して必要と認めるものについて調査・検討するため、委員会のもとに専門部会を設置することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（意見等の聴取等）

第6条 委員会は、必要に応じて、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料若しくは情報の提供を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月14日から施行する。

(仮称) 東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東大和市桜が丘二丁目53番6に建設予定の(仮称)東大和市総合福祉センターに係る基本計画(以下「基本計画」という。)について、市民参加を図って策定するため、(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(策定手続)

第2条 東大和市(以下「市」という。)は、委員会において委員と協議して基本計画の策定手続を進めるものとする。

2 市は、前項の協議において示された委員会の委員の意見を尊重して基本計画を策定するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者、福祉等関係機関(団体)の代表者及び公募による市民の16人以上をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定終了をもって終わるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、その選任方法は、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名による。

2 委員長は、委員会の進行を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。